

名古屋市教育委員会定例会

令和 3 年 3 月 26 日

午前 10 時 00 分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 第 37 号議案 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について
- 日程 2 第 38 号議案 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について
- 日程 3 第 39 号議案 名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について
- 日程 4 第 40 号議案 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について
- 日程 5 第 41 号議案 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について
- 日程 6 第 42 号議案 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について
- 日程 7 第 43 号議案 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について
- 日程 8 第 44 号議案 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則案について
- 日程 9 第 45 号議案 名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について
- 日程 10 第 46 号議案 名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 日程 11 第 47 号議案 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について
- 日程 12 第 48 号議案 名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則案について
- 日程 13 第 49 号議案 名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則案について
- 日程 14 第 50 号議案 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について
- 日程 15 第 51 号議案 教職員の懲戒処分等について

出席者

鈴木 誠 二 教育長
小栗 成 男 委 員
船津 静 代 委 員
鎌田 敏 行 委 員
中谷 素 之 委 員

教育次長始め、事務局員 8 名 ※傍聴者 2 名

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 14「名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について」と日程第 15「教職員の懲戒処分等について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。

また、会議録につきましても日程第 14 と第 15 については非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第 1 第 37 号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第 1 第 37 号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」ご説明をさせていただきます。

日程 1 の資料をご覧ください。

この規則は、教育委員会に置く事務局の組織の名称と所掌事務、参事・主幹などスタッフ職の名称と分担事項等を定める規則でございます。

この度の改正は、令和 3 年度の教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、規定を整備するものでございます。改正内容・理由に(1)、(2)ア・イ、(3)と内容がございます。

まず 1 点目でございます。(1)と(2)アに関係する部分でございます。

児童虐待対応に関しまして、学校と児童相談所の連携を図るために指導部に担当の主幹を置くことといたします。その主幹は教育委員会内の連携ということで、子ども応援委員会制度担当部の主幹を兼務し、かつ(2)のアにございますとおり、子ども青少年局が所管する児童相談所との連携を図るために、子ども青少年局の主幹も併任いたします。

1 点目が児童虐待に対する組織の強化でございます。

2 点目でございますが、(2)のイでございます。

指導部に置かれている小学校給食調理業務の効率化担当主幹を廃止いたします。

(3)でございます。

生涯学習部活動振興室を設置いたします。現在、小学校につきましては、新たな運動部活動の試行を行っております。現在 16 区中 8 区で行っておりますが、令和 3 年度から 16 区に拡大することに伴いまして、組織体制の強化を図るものでございます。

いずれも施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日からでございます。

改正文案等、次ページ以降に添付してございますのでご覧賜ればと存じます。説明は以上でございます。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 1 第 37 号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第 2 第 38 号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第 2 第 38 号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について」ご説明させていただきます。

日程 2 の資料をご覧ください。

本改正につきましては、今年度、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、特例的に実施しておりました職員の早出遅出勤務と休憩時間の時差適用を来年度から恒常的に実施するため、規定の整備を行うものでございます。

早出遅出勤務につきましては、所定の勤務時間から 30 分又は 60 分の早出、遅出を可能

とする制度でございまして、教育委員会として個別に制度を規定しなければならない職員、これは例えば、学校現場に配置されております子ども応援委員会のカウンセラーさんとかでございしますが、そういった職員について、関係する規定を一括して整備するものでございます。

休憩時間につきましては、早出遅出勤務にあわせた休憩時間の設定と、公務の運営に支障がない範囲で、職員の申し出により休憩時間を最大 1 時間ずらすことを可能とする規定を整備いたします。

その他、職員の勤務時間の特例等について、所要の改正を行うものでございます。

今回、改正の対象となる規則につきましては、1 枚はねていただきまして、「4 改正する規則」の一覧表のとおりでございます。一番上の「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則」につきましては、一般原則を定めるものでございますので、早出遅出、休憩時間、あと再任用短時間職員の勤務の特例につきまして、制度としてすべて規定をいたします。あとの野外教育センター以下の処務規則につきましては、公所の処務規則について必要な範囲で所要の規定の改正をするものでございます。説明は以上でございます。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第 2 第 38 号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第 3 第 39 号議案「名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について」及び日程第 4 第 40 号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

第 39 号議案及び第 40 号議案は、令和 3 年度の職員の組織及び勤務条件について改正を要する公所の処務規則に関する規則改正でございますので、一括してご説明をさせていただきます。

日程第 3 第 39 号議案「名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について」説明をさせていただきます。

日程第 3 の資料をご覧ください。

改正の内容は、主に 2 点ございます。

1 点目は、名古屋市博物館の総務課に主査を設置するものでございます。

令和 2 年度に実施された「名古屋市博物館の魅力向上に係る基本構想」の結果を踏まえ、博物館の魅力向上に向けた基本計画の策定等を進めるため、博物館魅力向上担当主査を設置することとし、その分担事項を定めるものでございます。

2 点目は、先ほどの第 38 号議案において説明をさせていただきました職員の早出遅出勤務の導入に伴う所要の改正でございます。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、日程第 4 第 40 号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」ご説明をさせていただきます。

これも同じく組織改正及び勤務に係る規定の改正でございます。

1 点目は、教育センターに主幹を設置するものでございます。

1 人 1 台の学習者用タブレットの導入・活用に係る調整等にあたる I C T 環境整備推進担当主幹を設置することとし、その分担事項を定めるものでございます。

2 点目は、先ほどと同様、職員の早出遅出勤務の導入、休憩時間の時限等に伴う所要の改正でございます。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

以上 2 件につきまして、よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第 3 第 39 号議案「名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について」及び日程第 4 第 40 号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第 5 第 41 号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」、日程第 6 第 42 号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」及び日程第 7 第 43 号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

第 41 号議案から第 43 号議案につきましては、学則の改正でございます。学則に当該年度の定員を規定してございますので、定員の変更によりそれぞれの学則を一部改正するものでございます。

まず、日程第 5 でございます。第 41 号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」説明をさせていただきます。

日程第 5 の資料をご覧ください。

これは、桜台高等学校、緑高等学校及び名東高等学校の生徒定員を、募集人数の変更等に伴いまして、変更するものでございます。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、日程第 6 でございます。第 42 号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」でございます。

改正の内容は主に 2 点ございます。

1 点目は、生徒定員の変更でございます。西養護学校、南養護学校及び守山養護学校の高等部普通科の生徒定員につきまして、募集する学級数の変更や生徒の進級による学級数の増減に伴い、変更するものでございます。

2 点目は、様式の改正でございます。入学願に性別を記入する欄がございましたが、入学前、選考時に性別の情報が不要であるため、性別欄を削除するものでございます。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、日程第 7 第 43 号議案でございます。「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」でございます。

改正の内容は主に 2 点ございます。

1 点目は、報徳幼稚園、はとり幼稚園及び比良西幼稚園の園児定員及び学級数を変更す

るものでございます。

これら 3 園は、来年度の新園児の入園を停止いたしますので、報徳、はとり各幼稚園にあっては、来年度は、5 歳児クラスのみ、比良西幼稚園にあっては、4・5 歳児クラスのみになるものでございます。

2 点目は、様式の改正でございます。先ほどご説明いたしました、名古屋市特別支援学校学則の様式の改正と同様に、入園願にある性別欄を削除するものでございます。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

以上 3 件につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第 5 第 41 号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」、日程第 6 第 42 号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」及び日程第 7 第 43 号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

では次に、日程第 8 第 44 号議案「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第 8 第 44 号議案「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部改正する規則案について」ご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

これは、規則中に引用しておりました文部科学省の告示が改正され、引用する条項の内

容は変わりませんが、条項にずれが生じたため、文言の修正を行うものでございます。

技術的な規則改正ということでございます

施行期日は、令和３年４月１日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第８第４４号議案「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第９第４５号議案「名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第９第４５号議案「名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について」説明させていただきます。

資料をご覧ください。

これは、１０月の教育委員会におきまして、委員の皆様からご意見をいただきまして、職員に対する表彰の対象者を、現状の学校職員から、事務局職員及び社会教育担当の教育機関の職員まで拡大するものでございます。

これによりまして、学校の職員だけでなく、事務局職員にも該当する事項がある場合には、教育委員会の表彰をいただけるというようなこととなります。

施行期日は、令和３年４月１日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(船津委員)

ありがとうございました。感想です。

ようやくそうなったなという思いがあるので、これが皆さんのお仕事の励みになっていくといいかなと思い、期待しています。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

他よろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので日程第 9 第 45 号議案「名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第 10 第 46 号議案「名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第 10 第 46 号議案「名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について」説明させていただきます。

資料をご覧ください。

この規則は、経済的理由によって修学が困難な者に対し、高等学校等において修学するために必要な学資を給付する制度について定めたものでございます。

今年度の 7 月教育委員会定例会においてお諮りし、令和 2 年度の特例といたしまして、新型コロナの影響等により当該年度に家計が急変した世帯を対象とできるよう規定を整備したところでございます。

しかしながら、昨今の状況等に鑑み、また、県の奨学給付金の動向も踏まえまして、令和3年度以降も、災害その他の特別な理由により、当該年度に家計が急変した世帯に対しても支給対象とできるよう所要の改正を行うものでございます。

具体的には、令和2年度の特例と同様に、保護者等が奨学金を受けようとする年において、家計が急変し、その収入見込額が、市町村民税所得割額非課税相当となる世帯を対象とする予定でございます。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(船津委員)

細かいことかもしれませんが、この災害等については規定があつてわかると思うのですが、特別な理由の特別かどうかはどこで判断するのかだけ教えていただきたいなと思います。

1件1件検証していくということですか。

(櫻井総務課長)

申し訳ございません。今、事業所管課がちょっとおりませんので、確認して、また後ほど、答えさせていただきます。

(船津委員)

家計からすると、皆さま特別な事由だと思つてらっしゃると思うので、境界線をどこにするのか教えていただきたいと思います。

(鈴木教育長)

他になれば、この件は後ほど説明してから、改めてお諮りしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

それでは議事の方を進めさせていただきます。日程第11第47号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第 11 第 47 号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」説明させていただきます。

学校の臨時休業等の緊急時においても、ＩＣＴの活用により子どもたちの学びを保障できるよう、家庭でのオンライン学習に係る通信費について、就学援助の種類に加えるものでございます。

この改正によりまして、家庭でＷｉ－Ｆｉ環境を整えられない低所得世帯に対し、モバイルルータを貸し出し、その通信料を公費負担することで、低所得世帯の児童生徒についても家庭学習のできる環境を整え、教育の機会均等を図ってまいります。

オンライン学習が実施された月数に応じ、月額 1,000 円を金銭により給付するものでございます。

施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第 11 第 47 号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第 12 第 48 号議案「名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第 12 第 48 号議案「名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則案について」説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

主な改正の内容は、図書館の指定管理者制度拡大に伴うものでございます。

名古屋市図書館条例の一部改正により、令和４年度から新たに東図書館、守山図書館、名東図書館及び天白図書館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定の手續に係る規定の整備を行うものでございます。

具体的には指定管理者導入館の指定の手續きについては、図書館名を明示して規定がございしますが、新たに加わる図書館につきまして、その条項に加えるものでございます。

また、駐車場の使用料等にかかる減免規定の整理を行います。

これは、図書館の駐車場使用料の減免に関しまして、市民の方が誤解等生じないよう、市長部局の施設の減免に関する規定と文言を統一するものでございまして、実際の対象等内容の変更を伴うものではございません。

あわせて、同様の駐車場の使用量等に係る他の社会教育施設など、関係する規程を本議案で一括して改正・整備するものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第 12 第 48 号議案「名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(櫻井総務課長)

申し訳ございません。

日程第 10 でいただいたご質問でございますけども、学事課の方から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(東海林学事課長)

特別な事由というのはどういったことを想定しているのかというご質問だったかと思い

ます。

特別な事由は今回のような新型コロナウイルスの影響で倒産ですとか、家計が苦しくなってしまったと。こういった事由を想定しております。過去にもですね、世界的に経済が減速するような状況があつてですね、企業が多く倒産して、急に収入がなくなってしまう。そういった事象もあつたものですから、新型コロナウイルスの影響に限らずですね、こういったものを対象にしていきたいと。また、大規模災害なども危険性としてはありますので、そういったものにも対応できるように特別な事由というふうに想定をさせていただいているところでございます。

判断につきましては、今年度もこの特別な事由による判定をしております、新型コロナウイルスの影響によって普通は前年の収入、それが税金に反映されて、それで所得を判定させていただいておりますけども、その年になってから突然急に収入が減った場合はそれが適わないものですから、私どもの方で、証明できるような書類を保護者の方からいただいて、我々が想定している市民税非課税相当になるということを確認させていただいたうえで、対象にするということを考えておりますので、判断するのは我々教育委員会ということになります。

(船津委員)

ありがとうございました。

ということで言うと、こういうようなものがあるので申請していいですよというときに、特別な理由はこういうものですっていう前提をお示ししたうえで申請していただくのか、特別だと思って申請していただいて、こっちで全部判定するのか、今のコロナのことはわかるのですが、他のものをご家族が特別だと思った時の事前にお知らせしているのかどうか教えてください。

(東海林学事課長)

家計が急変した場合という形でお示ししておりますので、前年から突然収入が減ったような場合にはご申請いただけますよと。ただ、そのためにはそれを証明するようなものを書類としてお出しく下さいとお願いしております。

(船津委員)

はい、ありがとうございます。

よくわかりました。

(鈴木教育長)

では、他にご意見もないようですので日程第 10 第 46 号議案「名古屋市奨学金条例施行

規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

それでは次に、日程第 13 第 49 号議案「名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第 13 第 49 号議案「名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則案について」説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

改正理由でございます。行政財産の使用につきましては、名古屋市の財産条例に規定されておりまして、その実施細目につきましては規則で定めるとされております。学校施設につきましては、教育委員会で学校施設使用規則という規則を定めて運用しておりますが、実は保育園ですとか幼稚園が、小学校の体育館を運動会や学芸会等で使用する際につきましては、その規則に規定がございませんでした。実際には内規で運用していたというところでございますが、今回、学校施設使用規則に改めて、そういった利用について、また、その場合は使用料を無償とする運用をしておりますので、無償とすることができるものとして規定をするものでございます。

使用料の額あるいは申請書への押印の廃止等、所定の規定の整備を行うものでございます。説明は以上でございます。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第 13 第 49 号議案「名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

では、議事日程第 14 と日程第 15 についてですが、非公開といたしますので、恐縮ですが傍聴人の皆様は退席をお願いします。

日程第 14 及び日程第 15 は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 10 時 39 分終了